産業振興課☎ 22-3036/ 産業建設課☎ 25-2511

鳥獣害対策として狩猟免許取得を推進

狩猟免許の講習会受講料を助成

令和５年度の狩猟免許試験が７月 30 日㊐に行われます。鳥獣害対策として、新たに狩猟免許を取得する際に必要な講習会受講料を助成します。

講習日 /9:00 ～	試験日 /9:00 ～
7/29 土	7/30 日

日　時▶ 7/29 土　7/30 日

会　場▶ 鹿屋市農業研修センター

講習会受講料▶ **10,000 円**（助成あり）

※免許試験代は自己負担となります

申込受付▶ 大根占猟友会 / 田代猟友会 /
本庁 産業振興課 / 支所 産業建設課

申込期日▶ ６月 19 日から７月 14 日まで

介護福祉課　☎ 22-3042

スマホの基本操作やアプリの使い方

錦江町高齢者スマホ教室開催

スマートフォンを購入したが、使い方が分からない方、持っているのに使いこなせていない方、そろそろスマホにしようかなと思われている方に基本的な操作内容や便利なアプリの使い方を教えます。

開催情報　事前に申込みが必要となります

日　時▶ ６月 26 日㊊　13：30 ～ 15：00
場　所▶ 錦江町総合交流センター ２階会議室
内　容▶ 「カメラの操作・写真の見方」
・基本的な撮影技術
・撮影したものを見る
参加費▶ 無料　　**定　員▶** 18 名
対象年齢▶ 60 歳以上
※ 60 歳未満の方もお申込み可能ですが、定員越えの場合、60 歳以上の方が優先となります。

７月以降の開催については、随時、広報紙、ホームページ等で周知予定です。

◉申込み・問い合わせ先
ドコモショップ鹿屋店　☎ 0120-427-000

介護福祉課　☎ 22-3042

「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給

養育する児童１人につき５万円

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得子育て世帯への生活支援策として、18 歳未満の児童を養育する父母などに対し１人５万円の支援給付金を支給します。

対象者　下記の❶または❷に該当する方が対象

❶令和４年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者

❷令和５年３月 31 日時点で、18 歳未満の児童（障害児の場合 20 歳未満）を養育する父母等
※令和６年２月末までに生まれた新生児も対象
であって
令和５年１月１日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

給付金額▶ 児童１人あたり一律 **5 万円**
申請期限▶ **令和６年３月 15 日まで**

申請手続きが必要な方

◉住民税非課税で高校生等のみを養育しており、児童手当か特別児童扶養手当を受給していない方。

◉令和５年１月１日以降に家計が急変し、住民税が非課税相当になった方

令和４年度中に錦江町から給付金を受給された方へは支給済みです。

介護福祉課　☎ 22-3042

スマホが未経験の方もお気軽にどうぞ

スマホ相談会を開催

スマートフォンに関する困りごとを「ゲストハウスよろっで」のスタッフがお助けします。ぜひお気軽にご相談ください。

相談会情報　事前予約なしで、どなたでもＯＫ

開催日▶ 月曜日・木曜日・金曜日（毎週）
時　間▶ 10：00 ～ 16：00
場　所▶ ゲストハウスよろっで
料　金▶ 無料

※土・日については事前に連絡が必要です。修理については対応できません。

◉問い合わせ先
ゲストハウスよろっで　☎ 27-4548

介護福祉課　☎ 22-3042

保養所や福祉タクシー等の利用券を交付

利用券の交付には申請が必要

町民の健康増進及び福祉増進を図るための助成サービスとして、保養所利用券、はり・きゅう利用券、福祉タクシー券を交付しています。利用券の交付には申請が必要ですので、本庁介護福祉課または支所住民生活課で申請を行ってください。申請時に、本人確認ができるもの（身分証明書等）が必要です。

保養所利用券（温泉券）

内　容▶ １人につき 150 円券を 15 枚交付
（町内限定券５枚、町内外共通券 10 枚）
対象者▶ 町内に居住する 60 歳以上の方

はり・きゅう等施設利用券

内　容▶ １人につき 500 円券を 24 枚交付
対象者▶ 下記のいずれかに該当する方
・町内に居住する 70 歳以上の方
・身体障害者手帳１級・２級

福祉タクシー利用券

内　容▶ １人につき 700 円券を 24 枚交付
対象者▶ 下記のいずれかに該当する方
・75 歳以上で運転免許証を所持していない方
・身体障害者手帳１級
・療育手帳Ａ１・Ａ２
・精神障害者保健福祉手帳１級
・上記以外で、運転免許証を自主返納し、運転免許の取消通知書の交付を受けた方

教育委員会　☎ 22-0517

４名以上で構成される各種団体の皆さま

スポーツ安全保険加入のご案内

スポーツ安全保険とは、（公財）スポーツ安全協会が取り扱っている保険で、１年間の掛け捨てで年度単位での加入となります。（年度の途中でも加入できます。）加入条件は、アマチュアの社会教育・体育関係団体（スポーツ・文化・ボランティア・地域活動等）の構成員で組織された４名以上の団体。詳細や加入ご希望の団体はお問合せください。

◉問い合わせ先
教育委員会 生涯学習チーム　☎ 22-0517
（公財）スポーツ安全協会鹿児島県支部
☎ 099-813-1108

産業振興課　☎ 22-3036

山崩れの前兆を感じたらすぐに避難を

山地災害（山崩れ等）に注意

今年も梅雨入りの時期となりました。また、梅雨明け後は台風シーズンに切り替り、今後豪雨等により山地部では山崩れ等の災害が発生する危険性があります。雨の日は気象情報や防災無線の情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。

山地災害とは？

地中に浸透した水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった山の斜面が突然崩れる現象です。この現象は突発的に起こり、これまでに各地で多くの方が逃げ遅れて犠牲となっています。また、地震によって土がゆるみ、同様の現象を引き起こす場合もあります。

下記のような**山崩れの前兆を感じた場合**や**役場から避難の連絡があった場合**は、**速やかに避難**していただくようお願いします。

山崩れの前兆現象（例）

- わき水の量が急に増える
- 枯れたことのないわき水が止まる
- わき水が濁る
- 山の斜面を水が走り出す
- 地鳴りの音が聞こえだす
- 山の斜面に亀裂が走る
- 山の木が傾く
- 石が転がり落ちてくる

記録的な豪雨が予想される場合は、今までにない規模の災害が発生する危険性があります。また、雨が降り止んだ後でも、いつもと変わった様子がないか注意してください。
山地災害に関してお気づきのことがございましたら、錦江町役場の下記連絡先までご連絡ください。

◉連絡先
産業振興課 基盤整備チーム　☎ 22-3036